

生徒心得

目 標

豊かな中学校生活を送るために、自らの力を向上させ、美しい友情を育てる。

学校生活

1. 服 装 等

- (1) 学校既定の標準服で生活する。学校内では体温調節のために冬の体操服の上着やウインドブレーカーの着用を許可している。ただし、登下校時は標準服、防寒対策としてウインドブレーカーの着用が認められているが部活動時、体操服登校許可期間を除いて体操服登校は認めていない、行事等で学年から体操服登校を指示することもある。
- (2) 外靴は、運動に適したものとする。
- (3) 手袋・マフラー・ネックウォーマー・耳あては、冬季の登下校時に着用できる。
- (4) 名札は左胸ポケットにつける。
- (5) 体操服は、学校指定のものを着用する。(見学时も同様。)
- (6) 髪の毛の染色は認めていません。
- (7) 飾りつきの髪どめ等は禁止。ピアスやネックレス・アクセサリ類は着用しない。
- (8) 化粧をしない。
- (9) 学校生活に支障が出るような奇抜、華美な髪型、服装、恰好にしないようにする。

2. 所 持 品

- (1) カバンは、規定の浅中バッグとサブバッグを使用する。
- (2) 金銭は、原則として持ってこない、必要のあるときは、担任の先生に申し出る。
- (3) 学習に不必要なものを持ってこない。(スマホ・音楽プレーヤー・お菓子・漫画など)
- (4) 家庭から水筒にお茶・水、スポーツ飲料を入れて持参しても良い。ペットボトル可

3. 礼 儀 作 法

- (1) 登下校時は、先生や友人にあいさつをかわす。
- (2) 校内で来客に出会ったときは、しっかりとあいさつをする。
- (3) 職員室へ用のある場合は「学年・組・氏名・用件」を伝える。
- (4) 明確で、正しい言葉遣いをする。

4. 登 下 校

- (1) 始業時間の5分前(8時20分)までには登校する。授業終了後、用事のないものは下校する。ただし、部活動などで遅くなる場合には、事前に家庭に連絡し、係や顧問の先生の指示に従う。
- (2) 登校後は、下校時まで許可なく校外に出てはいけない。

5. 食 事

- (1) 昼食は持参するか申込制の給食とする。
- (2) 昼食時間を守る。昼食時間以外は食べ物を食べない。
- (3) パンやおにぎり、飲物(紙パック可)を昼食にあてる人は、登校前に購入してくる。
なお、紙パック飲料は昼休みの時間内で飲み切ること。帰り道に買い食いするのは禁止。
- (4) カップ麺など、お湯を使って調理する食べ物は禁止。
- (5) ランチサポートミニの申込みは、朝の登校時(午前8時～午前8時30分)までにする。

6. 施設の使用

- (1) 職員室へは用事のある生徒だけ入室する。
- (2) 保健室・技術職員室・事務室・特別教室・屋上等へは、無断で出入りしない。

7. 清 掃

- (1) 常に校舎内外の美化を心がけ、特に担当区域は、責任を持って清掃する。
- (2) 清掃用具は大切に扱い、清掃終了後、担当の先生の点検を受ける。

8. そ の 他

- (1) 携帯電話の校内持込は原則禁止とする。特別な事情があり、持参する場合は保護者、担任の許可が必要。ただし、学校内では、担任に預けておくこと。
- (2) 金品を紛失または拾得した場合は、すぐに届け出る。
- (3) 金銭の貸し借りは、絶対にしない。
- (4) 保護者への連絡事項は必ず行う。また、プリント配布物は必ず手渡す。
- (5) 登校後、提出物を家に取りに帰ることは禁止とする。

浅香山中学校 標準服 (新制服) ※令和4年度新入生より

	上	下
冬服	ブレザー 中に白ポロシャツ ※防寒着として指定ウインドブレーカーの着用可	スラックス (長ズボン) またはスカート
夏服	白ポロシャツ	スラックス (長ズボン) またはスカート

- ・白ポロシャツについては白色無地であればメーカーは問いませんが、ワンポイント等マークやライン、刺繍やプリントがあるものは不可とします。
- ・白ポロシャツの下に着用するシャツは、派手でないものを可とします。
- ・夏服、冬服への移行は、季節や気温に合わせて各自の判断で行い、更衣調整期間は設けません。
- ・ブレザーの下に体操服を着用する際、ブレザーの外から見えるような着用をしない。
- ・新制服への移行期間として6年間設けます。(令和10年3月31日まで)
- ・厳寒期の登下校時には、マフラー、ネックウォーマー、手袋の使用を可とします。校内での使用は禁止とします。
- ・カッターシャツは不可とします。
- ・スカート丈は膝丈を基準とします。

(旧制服) 冬服 男子 黒色の詰襟学生服 女子 紺色長袖セーラー服